

伊予市制 10 周年記念事業実施方針

平成 26 年 9 月

1 趣旨

本市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧伊予市・旧中山町・旧双海町が合併して「伊予市」が誕生し、平成 27 年 4 月 1 日に 10 周年という節目を迎える。

新市誕生からの 10 年間の歩みを振り返り、市全体で 10 周年を祝うとともに、これから未来に向けた新たな伊予市の出発点となるため、伊予市制 10 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を展開していく。

2 基本方針

記念事業を実施するにあたり、基本方針を次のとおりとする。

- (1) 市民とともに祝い、喜びを分かち合い、伊予市民であることに誇りをもつ
- (2) 地域の活性化や連携交流を促進する
- (3) 本市が有する長所と魅力を再発見し、市内外に発信する

3 実施期間

記念事業は、合併施行日から 10 年にあたる平成 27 年 4 月 1 日を起点とし、平成 28 年 3 月 31 日までにかけて実施するものとする。

また、記念事業の実施にあたり必要な公募や周知活動等の準備作業については、伊予市制 10 周年の前年度（平成 26 年度）から行う。

4 実施体制

伊予市制 10 周年記念事業推進本部等設置要綱の規定に基づき、次の組織をもって実施する。

- (1) 伊予市制 10 周年記念事業準備委員会

市職員 11 人以内をもって組織し、記念式典並びに記念特別事業の検討を行い、記念事業実施計画書を作成する。

- (2) 伊予市制 10 周年記念事業推進本部

市庁議等に関する規程第 3 条に規定する庁議を構成する者で組織し、準備委員会で検討した記念事業等の決定を行う。

- (3) 伊予市制 10 周年記念事業実行委員会

市庁議等に関する規程第 15 条に規定する部課長会を構成する者で組織し、推進本部で決定した記念事業等について、事業主管課を決定し、当該記念事業を実施する。

なお、実行委員会の下部組織として、記念式典作業部会及び記念特別事業作業部会を設置する。